

貯金商品概要説明書

J Aバンク

貯金商品概要説明書目次

番号	内 容	ページ
1	当座貯金	1
2	普通貯金	3
3	総合口座	5
4	営農貯金	7
5	こども貯金	9
6	普通貯金無利息型＜決済用＞	11
7	総合口座(普通貯金無利息型＜決済用＞)	12
8	貯蓄貯金	14
9	J A教育資金贈与専用口座	16
10	J A結婚子育て資金贈与専用口座	19
11	成年後見支援貯金（普通貯金）	20
12	成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞	22
13	スーパー定期貯金＜単利型＞	24
14	スーパー定期貯金＜複利型＞	26
15	大口定期貯金	28
16	期日指定定期貯金	31
17	変動金利定期貯金＜単利型＞	34
18	変動金利定期貯金＜複利型＞	36
19	据置定期貯金	38
20	定期積金＜定額式＞	40
21	定期積金＜目標式＞	42
22	定期積金＜逦増逦減式＞	44
23	定期積金＜満期分散式＞	46
24	積立式定期貯金＜エンドレス型＞	48
25	積立式定期貯金＜満期型＞	50
26	一般財形貯金	52
27	財形年金貯金	54
28	財形住宅貯金	56
29	通知貯金	58
30	譲渡性貯金(N C D)	60
31	定期積金＜定額式＞車検費用積立	62
32	スーパー定期貯金＜単利型＞ニュー福祉定期貯金	64

商 品 概 要 説 明 書

当 座 貯 金

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・当座貯金
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期 間	・期間の定めはありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・随時預け入れできます。 ・１円以上 ・１円単位
払戻方法	・小切手・手形により随時払い戻しできます。
利 息	・無利息となります。
手 数 料	・小切手・手形用紙代金は店頭に備え置く手数料等一覧に記載します。
付加できる特約事項	・別途審査により貸越を利用できます。
貯金保険制度 （公的制度）	・貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課（電話：０２３５－２３－５０９１）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部信用課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	・口座開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当ＪＡに対する解約の通知は書面によるものとします。 ・この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当ＪＡはその支払義務を負いません。 ・前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。 ・呈示された手形、小切手は、呈示日の１４時までには当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし１４時以降に入金した資金

	であっても、当組合が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。
--	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

普 通 貯 金

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・普通貯金
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期 間	・期間の定めはありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・随時預け入れできます。 ・１円以上 ・１円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ・毎年３月と９月の当ＪＡ所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当ＪＡおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座による当座貸越ができます。 ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・キャッシュカードによりＡＴＭ等で入出金ができます。 ・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。また、自動送金・集金のお取扱いもできます。 ・希望される場合は、既存の普通貯金の口座番号をそのままに全額を普通貯金無利息型（決済用）へ切替えることができます。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課（電話：０２３５－２３－５０９１）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部信用課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）

	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク 相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 7 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

総 合 口 座

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・ 総合口座
ご利用いただける方	・ 個人のみ（当座貸越取引が行われることから未成年者と取引する場合は、法定代理人と取引を行います。）
期 間	・ 期間の定めはありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・ 随時預け入れできます。 ・ １円以上 ・ １円単位
払戻方法	・ 随時払い戻しできます。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・ 毎日の店頭表示の普通貯金利率を適用します（変動金利）。 ・ 毎年３月と９月の当ＪＡ所定の日に支払います。 ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	・ キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当ＪＡおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
付加できる特約事項	・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・ 自動継続扱いの定期貯金、定期積金、積立式定期貯金を担保組入れすることにより、当座貸越をご利用できます。貸越限度額は、定期貯金・定期積金・積立式定期貯金残高の合計額の 90%（千円未満切捨て）、最高 200 万円までご利用になれます。貸越利率は、定期貯金の利率に年 0.5%上乗せした利率、定期積金の利回りに年 0.5%上乗せした利率、または積立式定期貯金の利回りに年 0.5%上乗せした利率が適用されます。 ・ キャッシュカードによりＡＴＭ等で入出金ができます。 ・ キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ・ 給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。また、自動送金・集金のお取扱いもできます。 ・ 希望される場合は、既存の普通貯金の口座番号をそのままに全額を総合口座無利息型（決済用）へ切替えることができます。
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課（電話：０２３５－２３－５０９１）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部信用課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となり

	ます。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 7 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 ・貸越が発生している状態で一定の条件になった場合には、貸越金を即時にご返済いただく場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 鶴岡

商品概要説明書

営 農 貯 金

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・ 普通貯金（営農）
ご利用いただける方	・ 個人および法人（団体を含む。）
期 間	・ 期間の定めはありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・ 随時預け入れできます。 ・ １円以上 ・ １円単位
払戻方法	・ 随時払い戻しできます。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・ 毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ・ 毎年３月と９月の当ＪＡ所定の日に支払います。 ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	・ キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当ＪＡおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
付加できる特約事項	・ 個人のお客さまは総合口座による当座貸越ができます。 ・ 自動継続扱いの定期貯金、定期積金、積立式定期貯金を担保組入れすることにより、当座貸越をご利用できます。貸越限度額は、定期貯金・定期積金・積立式定期貯金残高の合計額の 90%（千円未満切捨て）、最高 200 万円までご利用になれます。貸越利率は、定期貯金の利率に年 0.5%上乗せした利率、定期積金の利回りに年 0.5%上乗せした利率、または積立式定期貯金の利回りに年 0.5%上乗せした利率が適用されます。 ・ 個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・ キャッシュカードによりＡＴＭ等で入出金ができます。 ・ キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ・ 給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。 また、自動送金・集金のお取扱いもできます。
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課（電話：０２３５－２３－５０９１）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部信用課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となり

	ます。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 7 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 鶴岡

商品概要説明書

こども貯金

(2019年10月1日現在)

商品名	・普通貯金（こども）
ご利用いただける方	・個人のみ
期 間	・期間の定めはありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・随時預け入れできます。 ・１円以上 ・１円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ・毎年３月と９月の当ＪＡ所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高１,０００円以上について付利単位を１００円として１年を３６５日とする日割計算をします。 ・「こども組合」がその学校の長の管理、指導を受けて児童生徒の代表の名義をもってする貯金等の利子については金額に制限なく非課税となります。 ・学校の長などの代表者の名義の場合、児童生徒の個人名義の場合は２０％（国税１５％、地方税５％）※の分離課税となります。 ※平成２５年１月１日から２０３７年１２月３１日までの間は、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	—
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１,０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課（電話：０２３５－２３－５０９１）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部信用課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）

	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

普通貯金無利息型＜決済用＞

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・普通貯金無利息型＜決済用＞
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期 間	・期間の定めはありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・随時預け入れできます。 ・１円以上 ・１円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利 息	・無利息となります。
手 数 料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当ＪＡおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座による当座貸越ができます。 ・キャッシュカードによりＡＴＭ等で入出金ができます。 ・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。また、自動送金・集金のお取扱いもできます。
貯金保険制度（公的制度）	・貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課（電話：０２３５－２３－５０９１）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部信用課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客さまからのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 7 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ鶴岡

商品概要説明書

総合口座（普通貯金無利息型＜決済用＞）

（2019年10月1日現在）

商 品 名	・総合口座（普通貯金無利息型＜決済用＞）
ご利用いただける方	・個人のみ（当座貸越取引が行われることから未成年者と取引する場合は、法定代理人と取引を行います。）
期 間	・期間の定めはありません。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・随時預け入れできます。 ・１円以上 ・１円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利 息	・普通貯金は無利息となります。
手 数 料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当ＪＡおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
付加できる特約事項	・自動継続扱いの定期貯金、定期積金、積立式定期貯金を担保組入れることにより、当座貸越をご利用できます。貸越限度額は、定期貯金・定期積金・積立式定期貯金残高の合計額の90%（千円未満切捨て）、最高200万円までご利用になれます。貸越利率は、定期貯金の利率に年0.5%上乗せした利率、定期積金の利回りに年0.5%上乗せした利率、または積立式定期貯金の利回りに年0.5%上乗せした利率が適用されます。 ・キャッシュカードによりＡＴＭ等で入出金ができます。 ・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。また、自動送金・集金のお取扱いもできます。
貯金保険制度 （公的制度）	・ 貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課（電話：０２３５－２３－５０９１）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部信用課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」

その他参考となる 事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 7 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 ・貸越が発生している状態で一定の条件になった場合には、貸越金を即時にご返済いただく場合があります。
------------------------	--

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

貯 蓄 貯 金

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・貯蓄貯金
ご利用いただける方	・個人のみ
期 間	・期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預け入れできます。 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 随時払い戻しできます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 1 円以上 10 万円未満、10 万円以上 30 万円未満、30 万円以上 100 万円未満、100 万円以上 300 万円未満、300 万円以上の 5 段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します（変動金利）。 ・ 毎年 3 月と 9 月の当 J A 所定の日に支払います。 ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	・ キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当 J A およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
付加できる特約事項	・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・ 普通貯金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いができます。
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課（電話：0235-23-5091）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部信用課または J A バンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク 相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りにはご利用できません。 ・総合口座の取扱いはできません。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 7 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 鶴岡

商品概要説明書

J A教育資金贈与専用口座

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・ J A教育資金贈与専用口座 ※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。 ・贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が 1,000 万円以下であること(2019 年 4 月 1 日以後の贈与について適用)。
ご利用いただける方	・直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母等)から贈与契約書により教育資金を受贈した 30 歳未満の個人 ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき 1 口座です。専用口座を開設した場合、他の支店(所)・金融機関で専用口座の開設はできません。
期 間 (1) 取扱期間 (2) 預入期間	・ 2013 年 8 月 1 日～2021 年 3 月 31 日 ・ 貯金者が 30 歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 取扱期間内で随時預け入れできます。 ※直系尊属から贈与された金銭を取得後 2 ヶ月以内に預入いただきます。 ※預入にあたっては、贈与契約書および教育資金非課税申告書等を当 J Aに提出いただきます。 ・ 1 円以上 1,500 万円以下 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。 ※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等もしくは請求書等を提出いただきます。なお、領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等に記載の支払年月日と本口座からの払戻日が同じ年に属さない場合、本非課税措置の適用対象外となります。 ※領収書等もしくは請求書等の内容が教育資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・ 毎年 3 月と 9 月の当 J A所定の日に支払います。 ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 個人のお客さまは 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・ 個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・ キャッシュカードの発行はできません。 ・ 給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(教育資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。 - また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。
中途解約	・ 原則として中途解約はできません。ただし、貯金者が①30 歳に達した場合、②31 歳以上でその年中のいずれかの日において学校等に在学した日または教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講した日があることを、当 J A に届け出なかった場合、③40 歳に達した場合、④死亡した場合、⑤貯金残高がな

	くなり契約終了の合意があった場合には、口座は解約となります。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融部信用課(電話: 0235-23-5091)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話番号: 03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部信用課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。) 東京弁護士会紛争解決センター(電話: 03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話: 03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター(電話: 03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停: 東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 鶴岡

商品概要説明書

J A結婚子育て資金贈与専用口座

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・ J A結婚子育て資金贈与専用口座 ※租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。 ・贈与日の属する年の前年分の合計所得金額が 1,000 万円以下であること(2019 年 4 月 1 日以後の贈与について適用)。
ご利用いただける方	・直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母等)から贈与契約書により結婚・子育て資金を受贈した 20 歳以上 50 歳未満の個人 ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき 1 口座です。専用口座を開設した場合、他の支店(所)・金融機関で専用口座の開設はできません。
期 間 (1) 取扱期間 (2) 預入期間	・ 2015 年 9 月 1 日～2021 年 3 月 31 日 ・ 貯金者が 50 歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 取扱期間内で随時預け入れできます。 ※直系尊属から贈与された金銭を取得後 2 ヶ月以内に預入いただきます。 ※預入にあたっては、贈与契約書および結婚・子育て資金非課税申告書等を当 J Aに提出いただきます。 ・ 1 円以上 1,000 万円以下 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 原則として貯金者の結婚・子育て資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。 ※専用口座から払い戻す資金を結婚・子育て資金としてご利用されることを確認するため、領収書等を提出いただきます。なお、領収書等の提出がない払い戻しや結婚・子育て資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。 ※領収書等に記載の支払年月日と本口座からの払戻日が同じ年に属さない場合、本非課税措置の適用対象外となります。 ※領収書等の内容が結婚・子育て資金の対象に該当するかどうか、審査・確認するための期間をいただく場合があります。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 毎日の約定利率を適用します(変動金利)。 ・ 毎年 3 月と 9 月の当 J A所定の日に支払います。 ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 個人のお客さまは 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	_____
付加できる特約事項	・ 個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・ キャッシュカードの発行はできません。 ・ 給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払(結婚・子育て資金の支払いは除く)のお取扱いはできません。 - また、自動送金・自動集金のお取扱いもできません。
中途解約	・ 原則として中途解約はできません。ただし、①貯金者が 50 歳に達した場合、②貯金者が死亡した場合、③貯金残高がなくなり契約終了の合意があった場合には、口座は解約となります。
貯金保険制度	・ 保護対象

(公的制度)	当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課（電話：0235-23-5091）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部信用課または J A バンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	—————

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 鶴岡

商品概要説明書

成年後見支援貯金（普通貯金）

（2019 年 10 月 1 日現在）

商 品 名	・成年後見支援貯金（普通貯金）
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方。
期 間	・期間の定めはありません。
預入方法 （１） 預入方法 （２） 預入金額 （３） 預入単位	・当 J A の口座開設店（所）窓口でのみ、預入できます。 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
払戻方法 （１） 払戻方法 （２） 払戻金額 （３） その他	・当 J A の口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
利 息 （１） 適用金利 （２） 利払頻度 （３） 計算方法 （４） 税 金 （５）金利情報の入手方法	・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ・毎年 3 月と 9 月の当 J A 所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	・定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合、当 J A 所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課（電話：0235-23-5091）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部信用課または J A バンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・1人1口座とします。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・ATM（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するATMを利用した入金と記帳のみ可能です。 ・当 J A の口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月7日まで未記帳の状態が続いた、場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 鶴岡

商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・成年後見支援貯金無利息型＜決済用＞
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。
期 間	・期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・当 J A の口座開設店（所）窓口でのみ、預入できます。 ・1 円以上 ・1 円単位
払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他	・当 J A の口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
利 息	・無利息となります。
手 数 料	・定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合、当 J A 所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
貯金保険制度 (公的制度)	・ 貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課（電話：0235-23-5091）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部信用課または J A バンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる	・1 人 1 口座とします。

事項	・キャッシュカードは発行いたしません。 ・ＡＴＭ（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するＡＴＭを利用した入金と記帳のみ可能です。 ・当ＪＡの口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月7日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。
----	--

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

スーパー定期貯金＜単利型＞

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・ スーパー定期貯金＜単利型＞						
ご利用いただける方	・ 個人および法人（団体を含む。）						
期 間	・ 定型方式 1 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年 ・ 期日指定方式 1 か月超 5 年未満 ・ 定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。						
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・ 一括預入 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位						
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。 ・ 期間が 1 年以下のものは一部支払いの取扱いができます。預入日の 1 か月後の応当日以後に、1 万円以上 1 円単位で、当 J A 所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。						
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。 ・ 自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・ 預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間 2 年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 ・ なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第 4 位以下切捨て）により計算します。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ・ ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭のコピーボードに表示しています。						
手 数 料	—						
付加できる特約事項	・ 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・ 預入期間 2 年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・ 個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。						
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）約定した預入期間が 1 か月以上 3 年未満の場合 <table border="0"> <tr> <td>① 6 か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6 か月以上 1 年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>③ 1 年以上 3 年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table> ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 （2）約定した預入期間が 3 年の場合	① 6 か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6 か月以上 1 年未満	約定利率×50%	③ 1 年以上 3 年未満	約定利率×70%
① 6 か月未満	解約日における普通貯金利率						
② 6 か月以上 1 年未満	約定利率×50%						
③ 1 年以上 3 年未満	約定利率×70%						

	① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (3) 約定した預入期間が3年超4年以下の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×10% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×20% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×30% ⑤ 2年以上3年未満 約定利率×40% ⑥ 3年以上4年未満 約定利率×70% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (4) 約定した預入期間が4年超5年以下の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×10% ③ 1年以上2年未満 約定利率×20% ④ 2年以上3年未満 約定利率×30% ⑤ 3年以上4年未満 約定利率×50% ⑥ 4年以上5年未満 約定利率×70% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融部信用課(電話：0235-23-5091)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話番号：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。) 東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」

その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。
------------------------	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

スーパー定期貯金＜複利型＞

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・スーパー定期貯金＜複利型＞
ご利用いただける方	・個人のみ
期 間	・定型方式 3 年、4 年、5 年 ・期日指定方式 3 年超 5 年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1 円以上 ・1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の 1 か月後の応当日以後に、1 万円以上 1 円単位で、当 J A 所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 か月ごとに複利計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5% を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により 6 か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が 3 年の場合 ① 6 か月未満 解約日に於ける普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率 × 40% ③ 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率 × 50% ④ 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率 × 60% ⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率 × 70% ⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率 × 90% - ただし、② から ⑥ までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

	(2) 約定した預入期間が3年超4年以下の場合 <table> <tr> <td>① 6か月未満</td><td>解約日における普通貯金利率</td></tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td><td>約定利率×10%</td></tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td><td>約定利率×20%</td></tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr> <tr> <td>⑤ 2年以上3年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr> <tr> <td>⑥ 3年以上4年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr> </table> ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (3) 約定した預入期間が4年超5年以下の場合 <table> <tr> <td>① 6か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td><td>約定利率×10%</td></tr> <tr> <td>③ 1年以上2年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr> <tr> <td>④ 2年以上3年未満</td><td>約定利率×30%</td></tr> <tr> <td>⑤ 3年以上4年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> <tr> <td>⑥ 4年以上5年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr> </table> ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×10%	③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×20%	④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×30%	⑤ 2年以上3年未満	約定利率×40%	⑥ 3年以上4年未満	約定利率×70%	① 6か月未満	解約日における普通貯金の利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×10%	③ 1年以上2年未満	約定利率×20%	④ 2年以上3年未満	約定利率×30%	⑤ 3年以上4年未満	約定利率×50%	⑥ 4年以上5年未満	約定利率×70%
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率																								
② 6か月以上1年未満	約定利率×10%																								
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×20%																								
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×30%																								
⑤ 2年以上3年未満	約定利率×40%																								
⑥ 3年以上4年未満	約定利率×70%																								
① 6か月未満	解約日における普通貯金の利率																								
② 6か月以上1年未満	約定利率×10%																								
③ 1年以上2年未満	約定利率×20%																								
④ 2年以上3年未満	約定利率×30%																								
⑤ 3年以上4年未満	約定利率×50%																								
⑥ 4年以上5年未満	約定利率×70%																								
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。																								
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課(電話：0235-23-5091)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」																								

その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。
----------------	--

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

大 口 定 期 貯 金

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・大口定期貯金
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期 間	・定型方式 1 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年 ・期日指定方式 1 か月超 5 年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・一括預入 ・1,000 万円以上 ・1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間 2 年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第 4 位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・マル優の取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30%

	B 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数) 預入日数 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課(電話：0235-23-5091)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 鶴岡

商品概要説明書

期日指定定期貯金

(2019年10月1日現在)

商品名	・期日指定定期貯金
ご利用いただける方	・個人のみ
期 間	・最長3年 ・満期日は、この貯金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をするときはその1か月前までに当店に通知が必要です。) ・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。なお、自動継続時に利息の元金組入れ後の金額が300万円以上となる場合は、商品が自動継続スーパー定期貯金(複利型)へ切り替わります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1円以上300万円未満 ・1円単位
払戻方法	・預入日から1年経過後、任意の日に貯金の全部または一部について何回でも払戻しができます。ただし、一部支払いについては、1回あたり1万円以上1円単位となります。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により1年ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 6か月未満 解約日における普通貯金利率 (2) 6か月以上1年未満 預入時の2年以上利率×40% (3) 1年以上1年6か月未満 預入時の2年以上利率×50% (4) 1年6か月以上2年未満 預入時の2年以上利率×60% (5) 2年以上2年6か月未満 預入時の2年以上利率×70% (6) 2年6か月以上3年未満 預入時の2年以上利率×90% - ただし、(2)から(6)までの利率が解約日における普通貯金利率を下回る場合は、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組

	合本支店（所）または金融部信用課(電話：０２３５－２３－５０９１)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

変動金利定期貯金＜単利型＞

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・ 変動金利定期貯金＜単利型＞												
ご利用いただける方	・ 個人および法人（団体を含む。）												
期 間	・ 3 年 ・ 預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。												
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・ 一括預入 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位												
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。												
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の入手方法	・ 預入後 6 か月間は預入時の約定利率を適用し、預入日から 6 か月ごとに、当 J A が預入の際に提示するスーパー定期貯金または大口定期貯金の 6 か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・ 中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 か月ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更したときは変更後の利率〕×70%。小数点第 4 位以下切捨て）により計算します。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。												
手 数 料	—												
付加できる特約事項	・ 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・ 個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。												
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <table border="0"> <tr> <td>(1) 6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>(2) 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>(3) 1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>(4) 1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>(5) 2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>(6) 2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table> ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ・ 中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。	(1) 6か月未満	解約日における普通貯金利率	(2) 6か月以上1年未満	約定利率×40%	(3) 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	(4) 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	(5) 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	(6) 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
(1) 6か月未満	解約日における普通貯金利率												
(2) 6か月以上1年未満	約定利率×40%												
(3) 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%												
(4) 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%												
(5) 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%												
(6) 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%												

貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課(電話：0235-23-5091)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

変動金利定期貯金＜複利型＞

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・ 変動金利定期貯金＜複利型＞												
ご利用いただける方	・ 個人のみ												
期 間	・ 3 年 ・ 預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。												
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・ 一括預入 ・ 1 円以上 ・ 1 円単位												
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。												
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・ 預入後 6 か月間は預入時の約定利率を適用し、預入日から 6 か月ごとに、当 J A が預入の際に提示するスーパー定期貯金または大口定期貯金の 6 か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 か月ごとに複利計算をします。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。												
手 数 料	—												
付加できる特約事項	・ 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。												
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 <table border="0"> <tr> <td>(1) 6か月未満</td><td>解約日における普通貯金の利率</td></tr> <tr> <td>(2) 6か月以上1年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr> <tr> <td>(3) 1年以上1年6か月未満</td><td>約定利率×50%</td></tr> <tr> <td>(4) 1年6か月以上2年未満</td><td>約定利率×60%</td></tr> <tr> <td>(5) 2年以上2年6か月未満</td><td>約定利率×70%</td></tr> <tr> <td>(6) 2年6か月以上3年未満</td><td>約定利率×90%</td></tr> </table> ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。	(1) 6か月未満	解約日における普通貯金の利率	(2) 6か月以上1年未満	約定利率×40%	(3) 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	(4) 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	(5) 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	(6) 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
(1) 6か月未満	解約日における普通貯金の利率												
(2) 6か月以上1年未満	約定利率×40%												
(3) 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%												
(4) 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%												
(5) 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%												
(6) 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%												
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。												
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課(電話：0 2 3 5 - 2 3 - 5 0 9 1)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話番号：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき												

	ます。上記当組合金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

据 置 定 期 貯 金

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・据置定期貯金
ご利用いただける方	・個人のみ
期 間	・最長 5 年、据置期間 6 か月 ・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1 円以上 1,000 万円未満 ・1 円単位
払戻方法	・据置期間 6 か月経過後、任意の日に貯金の全部または一部について何回でも払戻しができます。ただし、一部支払いについては、1 回あたり 1 万円以上 1 円単位となります。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入金額 300 万円未満と 300 万円以上の金額階層別に、預入日から払戻日までの期間に対応した預入時の次の店頭表示金利を適用します。なお、一部支払いした場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。 ① 6 か月以上 1 年未満の利率 ② 1 年以上 2 年未満の利率 ③ 2 年以上 3 年未満の利率 ④ 3 年以上 4 年未満の利率 ⑤ 4 年以上 5 年未満の利率 ⑥ 5 年の利率 ・払戻時に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 か月ごとに複利計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・据置期間中に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 6 か月未満 解約日における普通貯金の利率
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課（電話：0235-23-5091）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。

	・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

定期積金＜定額式＞

(2019年10月1日現在)

商 品 名	・定期積金＜定額式＞
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期 間	・定型方式 6か月、1年、1年6か月、2年、2年6か月、3年、3年6か月、4年、4年6か月、5年、10年 ・期日指定方式 6か月超10年未満
払込方法 （１）払込方法 （２）払込金額 （３）払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり1,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 （１）適用利回り （２）支払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 （1）初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 （2）初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% - ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課（電話：0235-23-5091）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき

	ます。上記当組合金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。 上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

定期積金＜目標式＞

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・ 定期積金＜目標式＞
ご利用いただける方	・ 個人および法人（団体を含む。）
期 間	・ 定型方式 6 か月、1 年、1 年 6 ヶ月、2 年、2 年 6 か月、3 年、3 年 6 か月、4 年、4 年 6 か月、5 年、1 0 年 ・ 期日指定方式 6 か月超 1 0 年未満
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・ 契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。（初回で掛金を調整） ・ 掛込周期は 1 か月、2 か月、3 か月、6 か月のいずれかとします。 ・ 預入時のお申し出により、最大 6 回まで増額月を設定できます。 ・ 1 回あたり 1,000 円以上 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 計算単位を 1 円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・ 個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利（約定利回り）は店頭のコピーボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・ 個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年 0.5% を上乗せした利率） ・ 普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課(電話：0 2 3 5 - 2 3 - 5 0 9 1)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話番号：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき

	ます。上記当組合金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

定期積金＜通増通減式＞

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・定期積金＜通増通減式＞
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期 間	・2 年、3 年、4 年、5 年、6 年、7 年、8 年、9 年、1 0 年
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。（契約期間中、年単位で掛金を増額または減額可能） ・掛込周期は1 か月、2 か月、3 か月、6 か月のいずれかとします。 ・1 回あたり 1,000 円以上 ・1 円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1 円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年 0.5% を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課(電話：0 2 3 5 - 2 3 - 5 0 9 1)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話番号：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：0 3 - 3 5 8 1 - 0 0 3 1）

	第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

定期積金＜満期分散式＞

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・定期積金＜満期分散式＞
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期 間	・2 年、3 年、4 年、5 年、6 年、7 年、8 年、9 年、10 年
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。（満期到来済の各年の掛金を最終年の掛金として積立可能） ・掛込周期は1 か月、2 か月、3 か月、6 か月のいずれかとします。 ・1 個別口あたり 1 回につき 1,000 円以上 ・1 円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、各個別口ごとの満期日以後に一括して払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・各個別口ごとの満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を 1 円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年 0.5% を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましても、当組合本支店（所）または金融部信用課（電話：0235-23-5091）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

	第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

積立式定期貯金＜エンドレス型＞

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・積立式定期貯金＜エンドレス型＞
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期 間	・積立期限には定めがありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・自動振替により、1 か月、2 か月、3 か月、6 か月のいずれかの積立周期により預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。 ・預入時のお申し出により、最大 6 回まで増額月を設定できます。 ・1 回あたり 1 円以上 ・1 円単位
払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	(個人) ・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 (法人) ・スーパー定期貯金＜単利型＞または大口定期貯金の約定利率を適用します。 (個人) ・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。 (法人) ・スーパー定期貯金＜単利型＞または大口定期貯金の計算方法を適用します。 個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課(電話：0235-23-5091)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

	第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

積立式定期貯金＜満期型＞

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・積立式定期貯金＜満期型＞
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期 間 （積立期間） （据置期間）	・ 6 か月以上 10 年以下 ・ 1 か月以上 3 年以下
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・ 自動振替により、1 か月、2 か月、3 か月、6 か月のいずれかの積立周期により預入いただけます。なお、随時に預入いただくこともできます。 ・ 預入時のお申し出により、最大 6 回まで増額月を設定できます。 ・ 1 回あたり 1 円以上 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。 ・ 一部支払、明細支払および概算金支払ができます。
利 息 （１）適用金利 （２）支払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	（個人） ・ 各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。ただし、預入日から満期日までの期間が 1 年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期貯金＜単利型＞または大口定期貯金の約定利率を適用します。 ・ なお、満期日前 1 年ごとの応当日を「特定日」として、当該特定日においてすでに預入されている期日指定定期貯金をとりまとめる場合には、当該特定日における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 （法人） ・ 各分割預入時におけるスーパー定期貯金＜単利型＞または大口定期貯金の約定利率を適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 （個人） ・ 期日指定定期貯金の計算方法を適用します。ただし、預入日から満期日までの期間が 1 年未満の場合には、預入時におけるスーパー定期貯金＜単利型＞または大口定期貯金の計算方法を適用します。 （法人） ・ スーパー定期貯金＜単利型＞または大口定期貯金の計算方法を適用します。 ・ 個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭のコピーボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・ 個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・ 個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課（電話：0235-23-5091）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦

	情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

一 般 財 形 貯 金

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・ 一般財形貯金
ご利用いただける方	・ J A と財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者（年齢制限なし）
期 間 （預入期間）	・ 3 年以上
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位 （４）預入貯金の種類	・ 次の賃金から年 1 回以上の定期的な天引きにより預入れます。 月例給与および賞与 月例給与 賞 与 ・ 1 回あたり 1 円以上 ・ 1 円単位 ・ 預入日の 3 年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
払戻方法	・ 一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・ 払戻時に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 1 年ごとに複利計算をします。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 （公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課（電話：0235-23-5091）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク 相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・「退職等に関する通知書」（退職した日から 6 か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

財 形 年 金 貯 金

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・財形年金貯金
ご利用いただける方 期 間 (預入期間) (据置期間) (受取期間)	・ J A と財形貯蓄契約を締結している企業の満 55 歳未満の勤労者 ・ 5 年以上 ・ 6 か月以上 5 年以内 (受取周期が 2 か月の場合は 4 か月以上 5 年以内) ・ 5 年以上 20 年以内 なお、受取開始日は満 60 歳に達した日以降の日
預入方法 等 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類 (5) 年金元金計算日 での作成貯金の 種類	・ 次の賃金から年 1 回以上の定期的な天引きにより預入れます。 月例給与および賞与 月例給与 賞 与 ・ 1 回あたり 1 円以上 ・ 1 円単位 ・ 一口の「期日指定定期貯金」とします。 ただし、年金元金計算日 (受取開始日の 3 か月前の応当日) (受取周期が 2 か月の場合は 2 か月前の応当日) までの期間が 1 年未満の場合は「スーパー定期貯金<単利型>」とします。 ・ 上記 (4) の貯金は、年金元金計算日に満期日が到来したものとして、所定の方法により分割し、年金元金計算日から 3 か月ごと (受取周期が 2 か月の場合は 2 か月ごと) の応当日を満期とする 12 口 (受取周期が 2 か月の場合は 18 口) の「期日指定定期貯金」を作成します。 ただし、年金受取日までの期間が 1 年未満の場合は「スーパー定期貯金<単利型>」とします。
払戻方法	・ 上記の「受取期間」とおり、年金として、3 か月ごと (受取周期が 2 か月の場合は 2 か月ごと) に払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手 方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・ 上記の「払戻方法」と同様、年金として、組入貯金の満期日ごと (3 か月ごと) に支払います。(受取周期が 2 か月の場合は 2 か月ごと) ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 1 年ごとの複利計算をします。 ・ 財形住宅貯金と合わせ、550 万円まで非課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	・年金支払以外の目的で払い戻した場合は、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済みの利息についても、5年間遡って追徴課税されます。 ・満期日前に解約する場合は、各定期貯金種類の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当組合本支店 (所) または金融部信用課 (電話 : 0 2 3 5 - 2 3 - 5 0 9 1) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所 (電話番号 : 0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9) でも、苦情等を受け付けております。

	・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・お一人様一契約となっております。（一般財形貯金、財形住宅貯金との併用は可能です。） ・貯金者が退職・役員昇格等により財形年金貯金の要件に該当しなくなり事業主より「退職等に関する通知書」（退職した日から 6 か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。 ・貯金者が転職した場合には、一定の手続きをとることにより引き続き非課税扱いを継続できます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

財 形 住 宅 貯 金

(2019 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・財形住宅貯金
ご利用いただける方	・ J A と財形貯蓄契約を締結している企業の満 55 歳未満の勤労者
期 間 (預入期間)	・ 5 年以上
預入方法等 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類	・ 次の賃金から年 1 回以上の定期的な天引きにより預入れします。 月例給与および賞与 月例給与 賞 与 ・ 1 回あたり 1 円以上 ・ 1 円単位 ・ 預入日の 3 年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
払戻方法 (1) 払出目的 (2) 全額払出 (3) 2 段階払出	・ 持ち家としての住宅取得又は増改築（以下「住宅取得等」という）の費用の充実に限定されます。 その際、契約の証等所定の書類が必要となります。 ・ 住宅の取得等の日から 1 年以内に、取得費用を限度に 1 回に限り払い出します。 ・ 住宅取得等の頭金に充当する場合は、所定の期間内に必要書類を提出することを条件とし、残高の 90% 又は取得費用のいずれか低い額を限度とし、1 回に限り払い出します。 また、1 回目の払出後、取得費用の残額について、貯金残高を限度に 1 回に限り払い出すことができます。 この場合も、所定の期間内に必要書類を提出することが条件となります。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・ 払戻時に一括して支払います。なお、お申し出により積立額の一部を払い戻す場合は、その指定日に支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 1 年ごとの複利計算をします。 ・ 財形年金貯金と合わせ、550 万円まで非課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	・ 上記の目的以外で払い戻した場合は、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済みの利息についても、5 年間遡って追徴課税されます。 ・ 満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当 JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課(電話：0235-23-5091)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき

	ます。上記当組合金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・お一人様一契約となっております。（一般財形貯金、財形住宅貯金との併用は可能です。） ・貯金者が退職・役員昇格等により財形年金貯金の要件に該当しなくなり事業主より「退職等に関する通知書」（退職した日から6か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。 ・貯金者が転職した場合には、一定の手続きをとることにより引き続き非課税扱いを継続できます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A鶴岡

商品概要説明書

通知貯金

(2019年10月1日現在)

商品名	・通知貯金
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期 間	・期間の定めはありません。（ただし、7日間の据置期間が必要です）
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・一括預入 ・50,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・解約時に一括して払い戻します。（ただし、解約する日の2日前までに当店に通知が必要です。）
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・毎日の約定利率を適用します（変動金利）。 ・解約時に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課（電話：0235-23-5091）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク 相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

譲渡性貯金（NCD）

（2019 年 10 月 1 日現在）

商 品 名	・ 譲渡性貯金（NCD）
ご利用いただける方	・ 個人および法人（団体を含む。）
期 間	・ 定型方式 1 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年 ・ 期日指定方式 7 日以上 5 年未満
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・ 一括預入 ・ 1,000 万円以上 ・ 1 円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・ 預入時の利率を満期日まで適用します。 ・ 中間利払利率は預入時の約定利率を適用します。 ・ 預入期間 2 年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間 2 年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算します。 ・ 満期日以後の利息は付きません。 ・ 個人のお客さまは 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ・ ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 金利は窓口でお問合せください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	・ 満期日前には解約できません。
貯金保険制度（公的制度）	・ 保護対象外
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課（電話：0235-23-5091）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または JAバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 JAバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

	「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・この貯金は、利息とともにのみ譲渡できます。この場合、あらかじめ当 J A に通知し、確認を受けなければなりません。権利の質入の場合もこれに準じます。 ・当 J A による買取は行いません。 ・期日前に売却された場合、市場金利の情勢によっては譲渡代金の金額が当初譲渡貯金額を下回る可能性があります。 ・譲渡先は当 J A のお客さまに限ります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 鶴岡

商 品 概 要 説 明 書

定期積金＜定額式＞

車検費用積立

(2019年10月1日現在)

商 品 名	・車検費用積立
ご利用いただける方	・個人のみ
期 間	・定型方式 1年、1年6か月、2年、2年6か月、3年 ・期日指定方式 1年超3年未満
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり1,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日まで適用となります。 ・金利（約定利回り）は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部信用課（電話：０２３５－２３－５０９１）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部信用課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
景品	・ 「ももこ布巾」または「オイル交換半額券」のどちらか１つをプレゼントいたします。ただし、プレゼントにつきましては、給付契約金額が１２万円以上の方に限ります。※プレゼントは通知なく変更となる場合がございます。
その他参考となる 事項	・ 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年３６５日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・ 掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ鶴岡

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

ニュー福祉定期貯金

(2020年4月1日現在)

商 品 名	・スーパー定期貯金 ニュー福祉定期												
ご利用いただける方	・個人のみとし、以下の給付金等の振込を当 JA 口座指定としている方、また新規指定とする型とします。 <table border="1"> <tr> <td>国民年金</td><td>障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・老齢福祉年金・老齢特別給付金（障害年金・母子年金・準母子年金・遺児年金）</td></tr> <tr> <td>厚生年金 ※船員保険含む</td><td>障害厚生年金・遺族厚生年金（障害年金・遺族年金・通産遺族年金・特例遺族年金・寡婦年金・かん夫年金・遺児年金）</td></tr> <tr> <td>共済年金</td><td>障害共済年金・遺族共済年金・特例障害農林年金・特例遺族農林年金（障害年金・遺族年金・通産遺族年金）</td></tr> <tr> <td>各種手当</td><td>児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当・医療特別手当・特別手当・健康管理手当・保健手当</td></tr> <tr> <td>恩給</td><td>増加恩給・傷病年金・特例傷病恩給・普通扶助料・増加非公死扶助料・特例扶助料・傷病者遺族特別年金</td></tr> <tr> <td>援護年金</td><td>障害年金・遺族年金・遺族給付金</td></tr> </table> ※その他の給付金等についてはお問い合わせください。	国民年金	障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・老齢福祉年金・老齢特別給付金（障害年金・母子年金・準母子年金・遺児年金）	厚生年金 ※船員保険含む	障害厚生年金・遺族厚生年金（障害年金・遺族年金・通産遺族年金・特例遺族年金・寡婦年金・かん夫年金・遺児年金）	共済年金	障害共済年金・遺族共済年金・特例障害農林年金・特例遺族農林年金（障害年金・遺族年金・通産遺族年金）	各種手当	児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当・医療特別手当・特別手当・健康管理手当・保健手当	恩給	増加恩給・傷病年金・特例傷病恩給・普通扶助料・増加非公死扶助料・特例扶助料・傷病者遺族特別年金	援護年金	障害年金・遺族年金・遺族給付金
国民年金	障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・老齢福祉年金・老齢特別給付金（障害年金・母子年金・準母子年金・遺児年金）												
厚生年金 ※船員保険含む	障害厚生年金・遺族厚生年金（障害年金・遺族年金・通産遺族年金・特例遺族年金・寡婦年金・かん夫年金・遺児年金）												
共済年金	障害共済年金・遺族共済年金・特例障害農林年金・特例遺族農林年金（障害年金・遺族年金・通産遺族年金）												
各種手当	児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・福祉手当・医療特別手当・特別手当・健康管理手当・保健手当												
恩給	増加恩給・傷病年金・特例傷病恩給・普通扶助料・増加非公死扶助料・特例扶助料・傷病者遺族特別年金												
援護年金	障害年金・遺族年金・遺族給付金												
対象商品	・スーパー定期貯金＜単利型＞												
預入期間	・1年（定型方式） ・預け入れ時のお申出により、自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いをする場合は、「ニュー福祉定期」としてではなく「スーパー定期貯金＜単利型＞」としての継続となります。												
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・300万円以下（ATMでの預入は対象外となります。） ・1円単位												
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。												
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率に0.09%を上乗せし、満期日まで適用します。 自動継続の場合には、原則として自動継続時の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。												
手 数 料	—												
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。												
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。												

貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1、000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部信用課（電話：0 2 3 5－2 3－5 0 9 1）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部信用課または J A バンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：0 3－3 5 8 1－0 0 3 1） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：0 3－3 5 9 5－8 5 8 8） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：0 3－3 5 8 1－2 2 4 9） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
確認書類・方法	・ 年金等給付金の受給を証明できる証書や公的書類の提示が必要となります。
その他参考となる 事項	・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 鶴岡